

氷見市建築物等における木材の利用の促進に関する方針

第1 目的

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(以下「法」という。)に基づく、国の基本方針並びに県の推進方針に即し、「氷見市建築物等における木材の利用の促進に関する方針」(以下「方針」という。)を定める。

これにより、木に触れ、木の大切さや良さを実感する場を提供する。また、木材利用による氷見市の林業・木材産業の活性化、そして多面的機能を発揮する森林の適正な整備促進を図るとともに、「2050年カーボンニュートラル」の実現に資することを目的とする。

第2 木材の利用を促進する建築物

- (1) 当該建築物を整備する者は、国・県並びにこの方針に沿って、建築基準法等の他法令等の基準や木造化することが困難な場合を除き、木材の積極的な利用に努めるものとする。
- (2) 防災面や立地条件等から木造化が困難な場合のほか、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合には、木造と他工法との混構造とする。
- (3) 建築物の中高層・低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される部分の木質化を図るものとする。

第3 氷見市が整備する公共建築物

(1) 木造化の推進

市有施設の建築にあたっては、次に掲げるものを除き、地上3階建て以下かつ延べ床面積が3,000㎡以下の施設は、木造化に努める。(別表)

- ア 災害時の活動拠点等を有する災害応急対策活動に必要な施設
- イ 治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設
- ウ 危険物を貯蔵又は使用する施設
- エ 伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵、展示する施設
- オ その他当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるもの

(2) 木質化の推進

市有施設の増築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、周辺環境やコスト、性能等を勘案し可能な限り木質化を進めるものとする。

また、木材の需要の拡大のため、CLT(直交集成板)や木質耐火部材等の新たな木質部材の活用を努めるものとする。

(3) 間伐材利用の推進

市施工土木工事においては、周辺の環境との調和などを考慮する必要がある場所ではコストの低減を図りつつ、地盤改良用木杭や木製残存型枠など間伐材等を積極的に

利用するものとする。さらに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入については、木質バイオマスの安定的な供給の確保について考慮しつつ、その促進を図るものとする。

第4 建築物等における木材利用の推進体制に関する事項

氷見市は、法及び国県並びにこの方針を効果的に推進するため、必要に応じ、氷見市木材利用推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、木材の利用促進を全庁的に進める。

連絡会議は、関係部局が計画又は実施する事業等について木材の具体的な利用方法を検討し、木材の利用推進について総合的な調整を行う。関係部局は、その所管する事業について、木材の利用を促進するため木造化・木質化を積極的に検討し、会議でその結果を報告する。

第5 PR及び普及

市有木造施設等の管理者は、市内外の来訪者に、木材の特性、意義についてPR及び普及に努めるものとする。

また、木材利用に対する幅広い市民の理解の醸成を図るため、法第9条により定められた木材利用促進月間（毎年10月）及び木材利用促進の日（毎年10月8日）を中心に、県や林業・木材団体などの関係者と連携・協力し、木材の特性や、脱炭素社会の実現に貢献することなどの木材利用の意義について、積極的に普及啓発に取り組むものとする。

更に、民間事業者による建築物等における木材の利用が促進されるよう、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度の積極的な周知に努めるとともに、建築物等における木材利用の意義について、民間事業者への積極的な普及啓発に努めるものとする。

附 則

この推進方針は、平成24年7月1日より適用する。

この推進方針は、平成30年3月1日より適用する。

この推進方針は、令和5年3月31日より適用する。

別表

氷見市が整備する木造化を図る公共建築物

建築物の用途		建築物の規模 原則、全ての建築物（耐火建築物を除く）を対象とする※1
庁舎・研修所		3階建て以下
学校		3階建て以下（2,000㎡以上若しくは3階建てのものは特定避難時間倒壊等防止建築物）※2
運動施設 （体育館、武道館等）		3階建て以下（2,000㎡以上若しくは3階建てのものは特定避難時間倒壊等防止建築物）※2
社会教育施設 （図書館・美術館等）		3階建て以下（2,000㎡以上若しくは3階建てのものは特定避難時間倒壊等防止建築物）※2
集会場		2階建て以下で客席が200㎡未満
医療施設 （病院、診療所等）	入院施設あり	2階建て以下（2階部分が300㎡以上のものは特定避難時間倒壊等防止建築物）※3
	入院施設なし	2階建て以下
社会福祉施設		法令の範囲内で可能なもの
市営住宅		3階建て以下（2階部分が300㎡以上、若しくは3階建てのものは特定避難時間倒壊等防止建築物）※4
宿泊施設 （研修宿泊所等）		2階建て以下（2階部分が300㎡以上は特定避難時間倒壊等防止建築物）※5
展示場・物品販売所		2階建て以下（2階部分が500㎡以上は特定避難時間倒壊等防止建築物）※6
試験研究機関	管理棟	3階建て以下
	研究棟	研究業務内容により可能なもの
倉庫		2階建て以下（1,500㎡以上は準耐火建築物）

※1 延べ面積が3,000㎡を越える建築物は建築基準法第21条第2項第2号による。

※2 地階を除く階数が3で、3階を当該用途とする建築物について、主要構造部を一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、2,000㎡以上の建築物については、主要構造部を準耐火構造又は令第109条の第3各号に掲げる基準に適合する構造とすること。

※3 2階部分の当該用途に供する部分が300㎡以上の建築物については、主要構造部を準耐火構造又は令第109条の第3各号に掲げる基準に適合する構造とすること。

※4 共同住宅の場合、地階を除く階数が3で、3階を当該用途とする建築物について、主要構造部を一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、2階部分の当該用途に供する部分が300㎡以上の建築物については、主要構造部を準耐火構造又は令第109条の3各号に掲げる基準に適合する構造とすること。

※5 地階を除く階数が3で、3階を当該用途とする建築物について、主要構造部を一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、2階部分の当該用途に供する部分が300㎡以上の建築物については、主要構造部を準耐火構造又は令第109条の3各号に掲げる基準に適合する構造とすること。

※6 2階部分の当該用途に供する部分が500㎡以上の建築物については、主要構造部を準耐火構造又は令第109条の3各号に掲げる基準に適合する構造とすること。